

福岡方式バーチャル研修教材制作業務委託 提案競技実施要領

1. 業務委託の目的

本業務委託は、廃棄物埋立技術である準好気性埋立構造（以下、「福岡方式」という。）の根幹となる土木の主要構造物について、施設名称、機能、役割、設計施工、維持管理の要領等、経験が浅い市の技術職員に技術継承し、将来の最終処分場整備のため持続可能で安定的な人材育成確保を目的として研修教材の制作を行うものである。

福岡方式は、道路や上下水道など経常的なインフラ整備とは対照的に、当該技術の実務経験を担う技術職員が限定かつ時限的で浸透しにくい分野である。福岡方式の適正整備・維持管理等の基礎的なスキルを習得し、持続的かつ安定的に技術継承する手法として、バーチャル研修教材の導入へ進展させ、将来の最終処分場整備を担う技術職員が福岡方式の適正理解と基礎知識が吸収しやすい実用性のある教材にすることを狙いとしている。

【参考】福岡方式について

福岡市は、生ごみ主体の埋立場からの汚濁水や臭気などの問題を抱え、昭和40年代後半から福岡大学と共同で、ごみ汚水（以下「浸出水」という。）の浄化を目的に埋立地改善の実験を始めた。

昭和48年から3年間にわたって福岡市と共同で大規模実験の結果を踏まえ、福岡方式の基本概念が提案され、昭和50年に実用化に成功した。

この方式は、日本各地の埋立場で採用され、昭和54年に制定された旧厚生省（現環境省）の最終処分場指針で日本の標準構造として採用された技術である。

2. 業務委託の概要

(1) 委託業務名

福岡方式バーチャル研修教材制作業務委託

(2) 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月25日

(3) 仕様書

資料1 仕様書（提案時）のとおり

(4) 事業費上限額

17,600,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

注）事業費上限額を超える場合は、失格とする。

3. 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下、「参加資格」という。）を有するものでなければ、このプロポーザルに参加することはできない。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVすべての構成員が次のすべてを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員または提案者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、このプロポーザルの終了を宣言した日）までの間に、福岡市の福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下、「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲示されている福岡市ホームページアドレス
<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/files/sotiyoyo.pdf>
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、このプロポーザルの終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 取引に係る消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電磁的記録に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4. スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年9月6日（金曜日） |
| (2) 質問書締切 | 令和6年9月13日（金曜日）17時00分 |
| (3) 質問の回答 | 令和6年9月20日（金曜日） |
| (4) 参加申込締切 | 令和6年9月27日（金曜日）17時00分 |
| (5) 企画提案書締切 | 令和6年10月11日（金曜日）17時00分 |
| (6) プロポーザル審査委員会 | 令和6年10月中旬頃 実施予定 |
| (7) 事業者決定及び通知 | 令和6年10月中旬頃 通知予定 |
| (8) 契約締結 | 令和6年10月下旬頃 契約締結予定 |

※ プロポーザル選定委員会当日については、対面式によるプレゼンテーションを予定している。

5. 提案に関する問い合わせ（質問書の提出）について

(1) 質問の方法

様式第2号の質問書に必要事項を記載の上、電子メールにファイルを添付して提出すること。なお、様式第2号の質問書を提出した際は、念のため「(3)提出先」の部署に連絡すること。

(2) 提出期限

令和6年9月13日（金曜日）17時00分まで（必着）

(3) 提出先

所 属：福岡市環境局施設部施設課
電 話：092-711-4312（直通）
E-mail：shisetsu.EB@city.fukuoka.lg.jp

(4) 質問の回答掲載

令和6年9月20日（金曜日）までに下記の福岡市ホームページに掲載する予定である。

6. 参加申込

本実施要領を熟読し、プロポーザルに参加を希望する場合は、下記のとおり申し込みを行うこと。

(1) 提出書類（各 1 部）

以下の書類のうち、③～⑥については、提出日前 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑩の提出を免除する。（③～⑥は、契約締結日まで提出することも可とする。）

① 参加申込書（様式第 1-1 号）

注 1）JV で申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同企業体協定書」を作成すること（書式は自由）。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 会社概要書

様式は任意とする。（事業概要が確認できるパンフレット等でも可）

③ 登記事項証明書（法人の場合）

注 1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

④ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注 1）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身元証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注 2）法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注 3）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書

注 1）福岡市内に本店又は支店・営業所を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされている者を提出すること。

注 2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑥ 消費税及び地方消費税納税証明書

注 1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注 2) 証明書の種類は「納税証明書（その 3）」を選択すること（「その 3 の 2」「その 3 の 3」でも可）。

⑦ 委任状（様式第 1-2 号）

注 1) このプロポーザルの案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第 1-2 号により委任状を作成して提出すること。

⑧ 誓約書（様式第 1-3 号）

注 1) 様式第 1-3 号に、代表者の所在地、照合または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑨ 役員名簿（様式第 1-4 号）

注 1) 様式第 1-4 号に、代表者及び役員（キの委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注 2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注 3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑩ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注 1) 直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注 2) 個人の場合は、**様式第 1-5 号**をもとに作成のうえ提出すること。

(2) 提出方法

提出書類の原本を持参又は郵送（締切日必着）し、データは電子メールにて提出のこと。

なお、郵送の場合は特定記録または簡易書留とし、電子メールにて送信後に必ず (4) に記載する所属に電話連絡すること。データは PDF 形式とし、ZIP ファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日) _ (申込事業者名) _ 申込書」とすること。【※ () 内は各々必要事項を記載】

(3)提出期限

令和6年9月27日（金曜日）17:00 まで（必着）

(4)提出先・問い合わせ先

所 属：福岡市環境局施設部施設課（担当：園田・山下）

住 所：〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

T E L：092-711-4312（直通） FAX：092-733-5563

E-mail：shisetsu.EB@city.fukuoka.lg.jp

7. 提案書等の提出

(1)提出書類

原本：各1部（正本、副本）

電子データ：各1ファイル（原本、副本）

①提案書等

資料2「提案書等作成要領」に従い作成し、提出すること。

② 業務における見積書及び内訳書（各1部）

任意様式にて見積書及び内訳書を提出すること。

(2)提出方法

提出書類の原本を持参又は郵送（締切日必着）し、データは電子メールにて提出のこと。

なお、郵送の場合は特定記録または簡易書留とし、電子メールにて送信後に必ず(4)に記載する所属に電話連絡すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_提案書」とすること。【※（ ）は各々必要事項を記載】

(3)提出期限

令和6年10月11日（金曜日）17:00 まで（必着）

(4)提出先・問い合わせ先

所 属：福岡市環境局施設部施設課（担当：園田・山下）

住 所：〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

T E L：092-711-4312（直通） FAX：092-733-5563

E-mail：shisetsu.EB@city.fukuoka.lg.jp

(5)その他

提出期限後の説明書類等の差替や再提出は認めない。ただし、軽微な修正で市が必要と認めた場合は、この限りでない。

8. 参加辞退

申込書を提出後、参加を辞退する場合は、本件の担当者あてに電子メールにて様式3「参加辞退届」を提出し、提出した旨を電話で連絡すること。

また、企画提案書の提出期限を過ぎた場合は、参加を辞退したものと見なす。

9. 提案審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

提案書等について詳細な説明を求めるため、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

プレゼンテーションは対面式で行うものとし、契約を締結した場合に当該事業を主に担当する者が実施すること。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間・実施方法は対象事業者に電子メールにて通知する。

(1) プレゼンテーション

①日時 令和6年10月中旬頃予定

②時間 50分（説明30分・質疑応答20分）

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

(2) 選定方法

最優秀提案者を先行するために設置される選定委員会にて、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、資料3「評価項目配点表」に基づき、企画提案書の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

注）評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

(3) 結果通知

令和6年10月下旬頃に電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて福岡市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する異議申し立て・質問等については、一切受け付けない。

注）審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

10. 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

資料3「評価項目配点表」の配点により、提案内容がどの程度優れているか選定委員会の委員が採点を行い、最優秀提案者を契約相手方候補とする。

(2) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。

また、プレゼンテーションに参加する提案者が1社のみの場合は、2社以上の場合と同様に評価を実施のうえ、最優秀提案者の要件を具備すると認められる場合には、契約相手方候補とする。

(3) 契約相手方決定後の手続き

選定委員会での選考に基づき、最優秀提案事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

11. 苦情申立てについて

(1) 本件のプロポーザル手続きに関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続きに関する要綱」に基づき、福岡市公正入札監視委員会に対して苦情を申し立てることができる。ただし、苦情を申し立てることができる者及び苦情を申し立てることができる期間は限られている。

(2) 本件のプロポーザル手続きに関し、苦情申立てがなされた場合、福岡市公正入札監視委員会の要綱又は提案により必要と認められるときは、プロポーザルの執行又は契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除することができる。

(3) 苦情申立てについての詳細が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/complaint.html>

12. その他

(1) 選定委員、本市職員及び募集関係者に対して、本件応募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合は、失格となることがある。

(2) 手続きにおいて使用する言語は日本語（商標及び固有名詞を除く）、通貨単位は円とする。

(3) 提案書等の作成及び提出に要する費用、プレゼンテーションの作成及び実施に要する費用は、事業者の負担とする。

(4) 次のいずれかに該当する提案書等は、無効とする。

①虚偽の記載をしたことが判明したもの

②提出期限、場所、方法等に適合していないもの

③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- ④記載すべき事項以外の内容について記載されているもの
- ⑤許容された表現方法以外の方法が用いられているもの
- (5)明らかに協定し、また不正な行為があったと認められる場合、その事業者は失格とする。
- (6)提出された提案書等は返却しない。
- (7)提出された提案書等は、本手続き以外において、市は事業者が無断で使用しない。
ただし、公平性、透明性、客観性を確保するために必要がある場合は、公表することがある。
- (8)提出された提案書等は、最優秀提案者の選定を行う作業に必要な範囲で、市にて複製を作成することがある。
- (9)プロポーザル参加のために福岡市より受領した資料は、市の了解なく公表又は他の目的に使用してはならない。
- (10)プロポーザル参加申込書を提出したのち、提案書等の提出期限までに必要書類の提出がなされない場合は、棄権とみなす。
- (11)プレゼンテーション・ヒアリングの実施の段階で、参加しようとする事業者が1者となった場合は、市は要件を満たした提案を行った事業者と協議し、必要な手続きを経た後、本件業務について契約を締結する。
- (12)審査結果に関する質問には一切回答しない。

13. 問い合わせ・書類提出先

所 属：福岡市環境局施設部施設課（担当：園田・山下）

住 所：〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電 話：092-711-4312（直通）

F A X：092-733-5563

E-mail：shisetsu.EB@city.fukuoka.lg.jp